

住民監査請求（地域活動協議会補助金 1、2）の監査結果について（概要）

次のとおり、提出された住民監査請求について、平成 27 年 3 月 17 日に各請求人に監査結果を通知した。

1 請求日等

- (1) 地域活動協議会補助金 1 請求日 平成 27 年 1 月 21 日 請求人 5 人
- (2) 地域活動協議会補助金 2 請求日 平成 27 年 1 月 26 日 請求人 2 人

上記の 2 つの請求は、請求人は異なるものの請求の要旨は同様で、監査の対象は同一と認められたため、監査の対象を「住之江区 A 地域活動協議会（以下「A 地活協」という。）に係る平成 25 年度の地活協補助金のうち、青色パトロール活動（以下「青パト事業」という。）、地域福祉活動推進事業のうちのカラオケ事業（以下「カラオケ事業」という。）及び高齢者食事サービス事業（以下「食事サービス事業」という。）について、本市職員等に違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実があるかどうか。」とし、一括して審議、判断した。

2 請求の要旨

平成 25 年度 A 地活協の収支報告書に領収書改ざんや虚偽作成と見られるものがあり、住之江区長らは厳正なチェックを怠り、不適正な事務処理や会計処理等をそのまま追認し補助金を交付しており、市の損害にあたるため、その賠償、区長らの処分等の必要な措置を講じるよう勧告されたい。

3 監査の結果（棄却）

・監査委員の判断の要旨

青パト事業の保険料部分と、カラオケ事業の各老人会負担分の情報料については、補助金を充てたとは認定できないので、監査対象区としては、速やかに返還を求めるべきであるが、青パト事業の保険料について、入金された事実を示す客観的資料による確認を求めており、また、カラオケ事業の情報料については、補助金交付の一部に不適正なものがあるとして、178,500 円の返還を求めていることから、本市職員等による違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実があるとまでは言えない。その他、青パト事業のガソリン代、駐車場代金、車検代、カラオケ事業のカラオケ会館使用料及び食事サービス事業については、「不正行為が明らか」あるいは「合理的に疑われるべき具体的な事情がある」とまでは言えず、返還を求めるべき債権が本市に存在しているとは言えない。

従って、本市職員等による違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実があるとする請求人の主張はその前提を欠くと言うほかない。

・意見の要旨

監査対象区においては、補助金交付要綱の運用に問題はなかったかを検証のうえ、A 地活協のみならず、区内の地活協すべてにつき、適切な補助金申請、適切な補助金使用が行われたかを確認のうえ、区民に対して説明責任を果たされたい。